島根県代診医派遣制度実施要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、へき地診療所等の医師定着化のための勤務条件改善、医師の資質の向上及び地域住民の医療の確保を目的に、へき地診療所等に勤務する医師（以下「勤務医師」という。）の不在を補うために、県立病院の協力を得て、医療政策課から派遣された医師（以下「代診医師」という。）が勤務医師に代わって診療業務を行う場合に必要な事項を定めるものとする。

（へき地診療所等）

第２条　この要綱においてへき地診療所等とは次のとおりとする。

⑴ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域をその区域とする市町村内に所在する公立診療所

⑵ 前号以外の市町村に所在する公立診療所のうち、当該診療所が所在しなければ、当該診療所の所在地区が無医地区または無医地区に準じる地区になるもの

⑶　近接の診療所との間において代診を相互に行う医師の相互交流システムである地域医療支援ブロック制を実施している公立病院

⑷　その他特に知事が必要と認める公立医療機関等

（派遣事由）

第３条　代診医師の派遣は、次の各号に掲げる場合であって、地域医療支援ブロック制による対応が困難な場合に実施する。

⑴　勤務医師が学会、研修会等へ参加する場合

⑵　勤務医師が休暇を取得する場合（私傷病休暇を除き、原則としてあらかじめ取得が予定されているものに限る）

⑶　勤務医師が他の医療機関等で研修する場合（へき地医療に資する知識及び技術の習得を目的とし、研修終了後も引き続きへき地診療所等に勤務する場合に限る）

⑷　その他特に知事が必要と認める場合

（代診業務の範囲）

第４条　代診医師が行う代診業務は、原則として、無床診療所にあっては、平日日勤帯の診療所における診療業務、有床診療所及び病院にあっては、平日日勤帯に加えて夜間、休日も含めた診療所及び病院における診療業務とする。

（派遣期間）

第５条　代診医師の派遣期間は、県立病院における医師等の配置状況及び業務状況を勘案し決定する。

（代診医師派遣の要請）

第６条　代診医師の派遣要請を希望するへき地診療所等の開設者または島前町村組合（以下「要請者」という。）は、年度に係る代診医師派遣要請書（様式第1号）を原則として前年度末までに医療政策課に提出するものとする。

２　要請者は、現に代診医師の派遣を要請する場合は、代診医師派遣要請書（様式第２号）を原則として当該派遣を必要とする月の１月前の月の１日までに医療政策課に、また写しを県立病院に提出するものとする。

（代診医師派遣の決定）

第７条　知事は、派遣の必要を検討のうえ、代診医師派遣決定通知書（様式第３号）により要請者に通知する。

（協定の締結）

第８条　派遣は、地方自治法第２５２条の１７第１項に基づく方法によって行うものとし、知事は、代診医師の身分・給与・服務、勤務医賠償責任保険の加入、要請者負担金、その他派遣に関し必要な事項について、要請者と代診医業務に係る派遣協定書（様式第４号）を締結することとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるものを除くほか、代診医師の派遣に関し必要な事項は県と要請者が協議して定める。

附　則

この要綱は、 平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、 平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、 平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、 平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、 平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、 平成２６年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、 令和４年３月１６日から施行する。

附　則

この要綱は、 令和５年３月２０日から施行する。

様式第１号

代診医師派遣要請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　島 根 県 知 事　あて

　　　　　　　　　　　　　　（市町村長名）

　地方自治法第２５２条の１７により、下記のとおり代診医師の派遣を要請します。

記

１．派遣医師従事内容

 ・従事医療機関　名　称

　　　　 所在地

　　・業務内容・期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 診 療 科 名 | 医師数 | 期間及び診療時間 |
|  | 人 | 　　　　年　月　日～　年　月　日※上記期間のうち別途要請する期間 |

２．要請理由

　島根県代診医派遣制度実施要綱第３条に定める派遣事由による

様式第２号

代診医師派遣要請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　島 根 県 知 事　あて

　　　　　　　　　　　　　　（市町村長名）

　地方自治法第２５２条の１７により、下記のとおり代診医師の派遣を要請します。

記

１．派遣医師従事内容

 ・従事医療機関　名　称

　　　　 所在地

　　・業務内容・期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 診 療 科 名 | 医師数 | 期間及び診療時間 |
|  | 人 | 　　　　年 　月 　日～　　年 　月　日 |

２．要請理由

　島根県代診医派遣制度実施要綱第３条に定める派遣事由による

|  |
| --- |
|  |

様式第３号

　　第　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　 様

島根県健康福祉部長

（医療政策課）

代診医師の派遣について（通知）

1. 派遣可能な場合】

　　年　月　日付け　第　号により要請のあったこのことについて、下記

医師を派遣することにしたのでご承知願います。

　 記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 派　　遣　　期　　間 | 備　　考 |
|  | 　　年　月 　日～　　年　月　 日 |  |

【②派遣困難な場合】

　　年　月　日付け　第　号により要請のあったこのことについて、代診医師を派遣することが出来ません。

様式第４号

代診医業務に係る派遣協定書

　島根県（以下「甲」という。）と　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、甲の職員が乙が開設する　　　　　　　　　　　　　　における診療業務に従事することについて、次のとおり協定する。

１　派遣する医師、派遣期間

　　甲が乙の要請に基づき派遣する医師（以下「派遣医師」という。）及び派遣期　間は、「島根県代診医派遣制度実施要綱」第７条の様式第３号により通知する。

２　身　　分

　　甲は、派遣医師が現に保有する身分のまま乙への派遣を命じ、乙は当該医師を乙の職員として併せて任命するものとし、派遣期間が満了したときはこれを解任するものとする。

３　給与報酬等

　（１）派遣医師が派遣期間中に受けることとなる給料、報酬、諸手当等は甲の　　　関係規程を適用して、甲が支給するものとする。

（２）乙は、その相当額を甲が指定する方法により甲に納付するものとする。

（３）甲の関係規程に定めのない手当等については、甲乙協議の上、乙の関係規程を適用して、乙が支給するものとする。

４　旅　　費

　　派遣医師旅費については、乙の関係規程を適用し、乙が支給する。

５　医療保険及び年金保険

　　派遣医師は甲の地方職員共済組合島根県支部及び島根県職員互助会または、健康保険及び厚生年金保険に加入するものとし、乙はその相当額を甲が指定する方法により甲に納付するものとする。

６　災害補償

　　派遣医師に対する乙の用務による災害については、地方公務員災害補償法　　（昭和４２年法律第１２１号）または、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の定めるところによる。この場合の手続きは、受入団体の報告に基づき甲が行う。

７　勤務医賠償責任保険

　　代診医の個人責任が補償対象となる医師賠償責任保険勤務医契約（勤務医包括契約方式）については、乙の負担で加入するものとする。

８　分限及び懲戒

　　派遣医師について分限及び懲戒の処分を必要とする事由が生じたときは、そ　の都度甲乙協議するものとする。

９　服　　務

　　派遣医師の服務、勤務時間、休暇、健康管理等は乙の関係規程を適用するものとする。ただし、甲の関係規程と異なる場合は甲乙協議の上、必要な定めをすることができるものとする。

１０　報　　告

　　乙は、派遣医師に関する次の事項を必要の都度、甲に報告するものとする。

　　　ア　勤務状況

　　　イ　その他必要な事項

１１　有効期間

 　この協定の有効期間は、　年　月　日までとする。

１２　その他

　　この協定書に定めのない事項及びこの協定書の各項の解釈に疑義を生じた場　合には、その都度甲乙協議して定めるものとする。

　　上記協定の証として本書２通を作成し甲乙各自１通を保有する。

　 　　年　　月　　日

　　　　　　　　　甲 島根県松江市殿町一番地

　　　　　　　　　　　　島　根　県

　　　　　　　　　　　　島根県知事

　　　　　　　　　乙